

佐賀龍谷学園創立140周年記念事業募金要項

1. 募金の目的及び用途

- ・目的：学校法人佐賀龍谷学園創立140周年記念事業（平成25年～平成30年）に係る資金調達
- ・用途：佐賀龍谷学園創立140周年記念事業施設・設備費に充当

2. 募金目標額

2億円

3. 募金対象

募金の趣旨に賛同する個人及び法人・団体

4. 募金期間

平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年間）

5. 寄付額

- ・個人の場合は、一口5,000円で一口以上
- ・法人・団体の場合は、一口50,000円で一口以上

なお、一口未満のご寄付につきましても、佐賀龍谷学園創立140周年記念事業資金として有意義に活用させていただきます。

6. 寄付の方法

(1) 現金の場合

水ヶ江キャンパスにあつては、佐賀龍谷学園法人本部

鳥栖キャンパスにあつては、九州龍谷短期大学庶務課

また、受付の際は、「佐賀龍谷学園創立140周年記念事業募金申込書」に必要事項をご記入願います。

(2) 郵便払込の場合

同封の払込取扱票に必要事項をご記入の上、お払込みをお願いします。

なお、払込手数料はお払込みいただく必要はございません。

また、お手数ですが、お礼状、領収書、特定公益増進法人であることの証明書（写及び税額控除に係る証明書（写）の発送に必要となりますので、別添の「佐賀龍谷学園創立140周年記念事業募金申込書」に必要事項をご記入の上、FAX又は郵送をお願いいたします。（分割払込も可能です。）

※ 現金自動預払機（ATM）をご利用されますと、ご寄付者の特定が困難となりますので、必ず、「ゆちょ銀行」の窓口でのお振込みをお願いいたします。

(3) 銀行振込の場合

本学園指定の金融機関の口座番号（別添の募金申込書に記載）へお振込みをお願いいたします。

なお、振込手数料は、佐賀銀行、佐賀共栄銀行及び西日本シティ銀行につきましては、お振込みいただく必要はございません。

しかし、その他の銀行は、振込手数料が必要ですので、寄付金額から振込手数料を差し引いてお振込みをお願いいたします。

○所得控除と税額控除の試算例

・年収300万円の方が10,000円を寄付した場合

① 所得控除の場合

$(10,000円 - 2,000円) \times 5\%$ (平均的な世帯の諸控除額を想定した税率) = 400円

※400円の減税効果

② 税額控除の場合

$(10,000円 - 2,000円) \times 40\%$ (税率に関係なく。) = 3,200円 ※3,200円の税額控除

ほとんどのご寄付の場合、所得控除より税額控除の優遇効果が大きくなります。

ただし、所得税額を超えるような多額のご寄付をしていただいた場合は所得控除の方が有利になる場合がありますので、確定申告又は還付申告をされる際、所轄税務署にご相談してください。

また、本学園への寄付金を寄付金税額控除の対象として条例で指定している都道府県・市区町村にお住まいの方は、住民税の寄付金税額控除の適用を受けることができます。

なお、本学園は、佐賀県から寄付金税額控除対象法人等の指定を受けております。

(佐賀県経営支援本部税務課のホームページで確認できます。)

また、市町村における条例等詳細については、お住まいの市町村の税務担当課にお問い合わせください。

(2) 法人の場合

法人からの寄付は個人の場合と同様に特定公益増進法人としてのご寄付の受け入れを行っています。

この場合、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、次の限度額まで損金算入が認められます。

・ [損金算入限度額] = (資本金等の金額 \times 0.375% + 当該年度所得 \times 6.25%) \times 1/2

また、日本私立学校振興・共済事業団を経由して本学園に寄付していただきますと、寄付金の全額を損金に算入することができます。

なお、手続きにつきましては、8.「お問い合わせ窓口」にお尋ねください。

10. 寄付者の顕彰

ご寄付いただいた方のご芳名を本学園ホームページに掲載させていただきます。掲載を希望されない場合は、「佐賀龍谷学園創立140周年記念事業募金申込書」にチェックをお願いいたします。

11. 個人情報の扱い

ご寄付いただいた方のお名前・住所等の個人情報は、本学園が行う寄付金募集業務以外には利用いたしません。

(以 上)